(1)自作農財産(国有農地)雑草刈取り等
業務
(2)自作農財産(国有農地)の雑草等の刈取
り及びそれらの搬出・処分
(3)令和元年6月下旬~9月末頃
(期間中2回)
(4) 周南市宮の前一丁目2448番、
2449番 地内
令和元年6月下旬頃
契約を締結するための見積書の提出に当た
っては、契約申込みに要する資格及び方法に
ついて、別途、山口県会計規則第165条の3
第2項の規定に基づき公表を行う。
住 所:山口市滝町1-1
所 属:山口県農林水産部農業振興課
連絡先:083-933-3380